

「令和7年度ひめ女スポ活キックオフ事業企画運営業務」委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「令和7年度ひめ女スポ活キックオフ事業企画運営業務」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和7年度ひめ女スポ活キックオフ事業企画運営業務

3 目的

本県における令和5年度の成人の週1日以上スポーツ実施率は46.4%で、令和4年度の56.3%から9.9%低下しており、全国のスポーツ実施率同様に低下傾向である。特に本県のスポーツ実施率の底上げには全国の年代別平均値を10%以上、下回る20代・30代の女性をターゲットにした取組みが必要である。

そこで、若年層女性が継続してスポーツを実施するきっかけづくりを提供することで、実施意欲の向上につなげる。

については、本事業の企画運営等に係る業務を委託する。

4 事業費（委託料）

12,250千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

6 業務実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- ・参加者を若年層女性に限定し、普段着で当日参加可能なゆるいスポーツを行うスポーツイベントの実施や、社会人女性アンバサダーによるスポーツの魅力発信等を通じて、特にスポーツ実施意欲が薄い若年層女性の意欲の掘り起こしを行い、スポーツ実施率の向上を図る。
- ・周知及び参加者募集は、大学や専門学校等の関係団体を通じて行うこと。また、併せてチラシ、SNS、WEB広告等の媒体を効果的に活用するほか、オープニングイベントでは著名人をゲストとして依頼すること。
- ・イベント当日に来場ができない層がスポーツ習慣について考えるきっかけを提供するため、LIVE配信を実施すること。

7 業務内容

○オープニングイベントの企画運営

下記のイベントを同時開催する。

- ① ひめ女秋のゆるスポフェス

スポーツ実施率の低い若年層女性が興味を示すよう、普段着での参加や自由に入退場を可能とするほか、著名人を招き、運動の得意、不得意に捉われないゆるいスポーツを盛り込み、友人等と気軽にグループで参加できる仕組みとするなど、工夫を凝らしたスポーツイベントを開催する。

なお、事前申込も可能とし、申込者にはインセンティブを与える。

また、会場での参加が困難な者に対する Instagram LIVE を配信する。

- ・実施時期：令和7年9月下旬のうち1日

- ・開催場所：屋内施設

- ・対象者：若年層女性 1,000人程度（LIVE配信の参加者含む）

② ひと×フィットネス&美容等マッチング展示会

ひめ女秋のゆるスポフェスと同時開催で、直接出向いて体験することが非常にハードルの高いフィットネスジム等の体験ブースや運動しても落ちにくいメイク等、10ブース程度の体験可能な展示会を開催する。また、企業等の福利厚生担当者向けの相談ブースを体験ブースに併設する。

○ひめ女スポーツライフ活性化事業の企画運営

10月を「カラダについて改めて考える期間（機会）」に設定し、若年層女性が自分のカラダについて考えるイベントやキャンペーンを実施する。

① 社会人スポーツアンバサダーによる情報発信

親近感が湧く同世代の社会人女性をアンバサダーとし、比較的躊躇なく、自身でも試せると思える「気づき」になるスポーツの魅力をはじめ、オープニングイベントの開催告知など幅広く情報発信を行う。

- ・実施期間：令和7年7月～令和7年12月

- ・アンバサダー：県内で働く女性を3名程度選出

② カラダリフレッシュキャンペーン

スポーツ施設の利用促進やカラダの健康状態の再把握などを目的に、期間中に施設利用や健康診断の受診等の回数が一定条件をクリアした者を対象に、美容大国の韓国旅行や県産品等をプレゼントするキャンペーンを実施する。

- ・実施期間：令和7年10月の1か月間

③ キャンパススポーツミーティング

県内の女子大学生が一堂に会し、オープニングイベント等の実施内容や集客方法等を検討するほか、スポーツがもたらす「からだ・美容」への効果や参加者同士の日々のスポーツ活動の情報共有、女性がスポーツを実施する方策等について考える意見交換会を開催する。

- ・開催時期：令和7年6月から8月のうち1日

- ・実施場所：会議形式ではなく、気兼ねなく意見交換が可能なカフェ等

④ ガールズボールゲームフェスタ

女兒を対象に親子参加型のボール遊びやトップアスリートの直接指導により、ボールを使って、カラダを動かす楽しさを学ぶイベントを開催する。

- ・主催：（一社）日本トップリーグ連携機構と共催

- ・開催時期：10月上旬の1日

- ・実施場所：県総合運動公園等
- ・内 容：午前／幼稚園児から小学生を対象とした親子参加型でボール遊びを通して、親子一緒に体を動かす楽しさを体験。
午後／小学生が複数種目のボール競技を体験。

○その他

ジェンダーの観点を配慮し、事業を実施すること。

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

受託者は、業務を第三者に再委託する場合は、再委託の業務内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者を記載した書面を県に提出し、県の許諾を得ること。

10 成果等の帰属及び秘密保持

- (1) 成果等の帰属
本業務で得られた成果、備品等は、原則として、県に帰属する。
- (2) 秘密保持
 - ① 本業務に関し、受託者から県に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
 - ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
 - ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

業務の実施にあたっては県と協議を重ねながら実施するものである。